

地 域 連 携 薬 局 認 定 申 請 書

事 項	地域連携薬局の認定を受けようとするとき
根拠法令	法 律 第6条の2、第6条の4 施 行 令 第2条の7、第2条の12 施 行 規 則 第10条の2 施 行 細 則 第6条
提出部数	2部（1部薬事管理課、1部保健福祉事務所、長野市保健所又は松本市保健所）
添付書類	1. 認定基準適合表（令和3年1月29日付け薬生発0129第6号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知 別紙（一））及び認定基準適合表に添付する以下の書類 (1) 利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備の構造がわかる図面、写真等 (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備の構造がわかる図面、写真等 (3) 地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して報告及び連絡した実績がわかる資料の写し（1回分） (4) 他の薬局に対して利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する際の方法等を示した手順書等の写し (5) 開店時間外に相談できる連絡先や注意事項等の周知方法がわかる資料（薬局で用いている利用者等に交付する文書、連絡先等が記載された薬袋等） (6) 地域の調剤応需体制がわかる資料（具体的な休日及び夜間における当番日が記載されているもの） (7) 他の薬局開設者の薬局からの求めに応じて医薬品を提供する場合の手順を示した手順書等の該当箇所の写し (8) 無菌製剤処理の実施体制に関する次の資料 ・「自局で対応」の場合は、無菌製剤処理が実施できることがわかる図面、写真 等 ・「共同利用による対応」の場合は、無菌調剤室を提供する薬局と自局の間で共同利用に関して必要な事項を記載した契約書等の写し ・「他の薬局を紹介」の場合は、無菌製剤処理が必要な処方箋を受けた場合に当該薬局に無菌製剤処理に係る調剤のみ紹介する手順書等の該当部分の写し (9) 継続して1年以上常勤として勤務している薬剤師及び地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤として勤務している薬剤師の一覧（薬剤師の氏名、免許番号、常勤の勤務期間、研修修了の有無を記載） (10) 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤として勤務している薬剤師について、健康サポート薬局に係る研修の修了証等の写し (11) 地域包括ケアシステムに関する内容の研修の実施計画の写し (12) 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報提供を行った内容の写し（1回分） 2. 申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員をいう。）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書（発行後概ね3ヶ月以内のもの）
手 数 料	12,600円（長野県収入証紙、またはオンライン決済による納入※） ※オンライン決済による納入の場合は、以下のQRコードから利用者側URLにアクセスし、ながの電子申請サービスにより「支払の申込み」行うこと。 なお、ながの電子申請サービスの利用にあたっては、利用者登録が必要です。 ①支払の申込みを行うと申込完了通知メールが届く ②申込完了通知メールに記載された整理番号を申請書に記載する ③県が支払申請を受理すると申請者に支払方法の案内メールが届く ④支払方法の案内メールに従い手数料の納入を行う https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=72677 
そ の 他	1. 申請書備考欄には、認定の有効期間開始日の希望がある場合は認定希望日を記入すること。 2. 保健所は、薬事管理課への進達時に、副申を添付すること。

地 域 連 携 薬 局 認 定 申 請 書

許 可 番 号 及 び 年 月 日			
薬 局 の 名 称			
薬 局 の 所 在 地			
利用者の心身の状況に配慮する 構 造 設 備 の 概 要			
利 用 者 の 薬 剤 及 び 医 薬 品 の 使 用 に 関 す る 情 報 を 他 の 医 療 提 供 施 設 と 共 有 す る 体 制 の 概 要			
地 域 の 患 者 に 対 し 安 定 的 に 薬 剤 を 供 給 す る た め の 体 制 の 概 要			
居 宅 等 に お け る 調 剤 並 び に 情 報 の 提 供 及 び 薬 学 的 知 見 に 基 づ く 指 導 を 行 う 体 制 の 概 要			
(法 人 に あ つ て は) 薬 事 に 関 す る 業 務 に 責 任 を 有 す る 役 員 の 氏 名			
申 請 者 (法 人 に あ つ て は 、 薬 事 に 関 す る 業 務 に 責 任 を 有 す る 役 員 を 含 む) の 欠 格 事 由	(1)	法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの 日から3年を経過していない者	
	(2)	法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消 しの日から3年を経過していない者	
	(3)	法第75条第4項又は第5項の規定によりその受けた認定を 取り消され、その取消しの日から3年を経過していない者	
	(4)	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行 を受けることがなくなつた後、3年を経過していない者	
	(5)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他 薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処 分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過して いない者	
	(6)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
	(7)	精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うに 当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うこと ができない者	
	(8)	薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験 を有すると認められない者	
備 考			

上記により、地域連携薬局の認定を申請します。

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

長野県知事 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 利用者の心身の状況に配慮する構造設備の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制の概要欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 申請者の欠格事由については、当該事実がないときは、「なし」と記載し、あるときは、(1)、(2)及び(3)欄にあつてはその理由及び年月日を、(4)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(5)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(7)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に係る医師の診断書を添付すること。

別紙

地域連携薬局 認定基準適合表

実績の対象期間： 年 月～ 年 月

1	利用者の服薬指導等の際に配慮した構造設備（第1項第1号） ・ 利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる設備 ・ 相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備	別紙（ ）のとおり
2	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造設備（第1項第2号） ※該当する項目をチェックすること ☐ 利用者の動線や利用するエリア等を考慮して手すりを設置している。 ☐ 段差のない入口を設置している。 ☐ 車いすでも来局できる構造である。 ☐ その他高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造 具体的な構造（ ）	別紙（ ）のとおり
3	地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加（第2項第1号） ※過去1年間に参加した会議をチェックすること ☐ 市町村又は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議 （主催者： ） ☐ 介護支援専門員が主催するサービス担当者会議 ☐ 退院時カンファレンス （医療機関の名称： ） ☐ その他の会議 （具体的な会議の名称： ）	
4	地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制（第2項第2号） 主な連携先の医療機関 名 称①： _____ 所在地①： _____ 名 称②： _____ 所在地②： _____	
5	上記の報告及び連絡した実績（第2項第3号） 年間（ ）回（月平均（ ）回） うち、入院時（ ）回、外来受診時（ ）回、 退院時（ ）回、在宅訪問時（ ）回	別紙（ ）のとおり
6	他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制（第2項第4号） 利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する方法等を 示した手順書等の写し（該当部分）を添付	別紙（ ）のとおり
7	開店時間外の相談に対応する体制（第3項第1号） 開店時間 平 日 : ~ : 土 曜 : ~ : 日祝日 : ~ : 相談できる連絡先や注意事項等の周知方法 ※該当する項目をチェックすること ☐ 文書により交付 ☐ 薬袋に記入	別紙（ ）のとおり

8	休日及び夜間の調剤応需体制（第3項第2号）	
	自局での対応時間	休日：～： 平日（夜間）：～：
	地域の調剤応需体制がわかる資料を添付	別紙（ ）のとおりに
	（参考）過去1年間の調剤の実績（ ）回	
9	在庫として保管する医薬品を必要な場合に他の薬局開設者の薬局に提供する体制（第3項第3号）	
	医薬品を提供する場合の手順を示した手順書等の該当箇所を写し（該当部分）を添付	別紙（ ）のとおりに
	（参考）過去1年間の医薬品提供の実績（ ）回	
10	麻薬の調剤応需体制（第3項第4号）	
	※該当する項目をチェックすること ☐ 麻薬小売業者の免許証の番号（ ） ☐ 免許証原本の提示	
	（参考）過去1年間の調剤の実績（ ）回	
11	無菌製剤処理を実施できる体制（第3項第5号）	
	※該当する項目をチェックすること ☐ 自局で対応 ☐ 共同利用による対応 ☐ 他の薬局を紹介 薬局の名称：_____ 薬局の所在地：_____	別紙（ ）のとおりに
	（参考）過去1年間の実績（ ）回	
12	医療安全対策（第3項第6号）	
	医療安全対策の概要 ※該当する項目をチェックすること	
	☐ 医薬品に係る副作用等の報告	
	（参考）過去1年間の報告回数（ ）回	
	☐ 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加	
	（参考）過去1年間の報告回数（ ）回	
13	☐ その他の取組 具体的な医療安全対策の内容（ ）	
	・継続して1年以上常勤として勤務している薬剤師の体制（第3項第7号） ・地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤として勤務している薬剤師（第3項第8号）	
	常勤として勤務している薬剤師数	（ ）人
	継続して1年以上勤務している常勤薬剤師数	（ ）人
	研修を修了した常勤薬剤師数	（ ）人
14	第7号又は第8号に該当する薬剤師一覧	別紙（ ）のとおりに
	地域包括ケアシステムに関する内容の研修の受講（第3項第9号）	
	研修の実施計画の写しを添付	別紙（ ）のとおりに

15	地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報提供 (第3項第10号)	
	情報提供先 () ※情報提供を行った内容の写しを1回分添付する	別紙 () のとおり
	(参考) 情報提供の回数 () 回	
16	居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の実績 (第4項第1号)	
	年間 () 回 (月平均 () 回) (参考) 過去1年間に居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行った患者総数 () 人	
17	医療機器及び衛生材料を提供するための体制 (第4項第2号)	
	※該当する項目をチェックすること ☐ 高度管理医療機器等の販売業の許可番号 () ☐ 許可証原本の提示	
	(参考) 提供した医療機器等 ()	

(参考) 認定基準適合表の記載要領

- 1 (第1項第1号)
該当する設備について、構造がわかる図面、写真等を添付すること。
- 2 (第1項第2号)
該当する項目の設備について、構造がわかる図面、写真等を添付すること。
- 3 (第2項第1号)
過去1年間に参加した地域包括ケアシステムの構築に資する会議にチェックした上で必要事項を記載すること。
- 4 (第2項第2号)
連携先として、利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について随時報告及び連絡している主な医療機関の名称及び所在地を記載すること。医療機関は可能な限り複数記載すること。医療機関の敷地内に開設している薬局においては、当該医療機関以外の医療機関も記載すること。
- 5 (第2項第3号)
過去1年間の実績として報告及び連絡した回数を記載すること。報告及び連絡した際の資料(情報提供文書等)の写しを1回分添付することとし、個人情報に該当する箇所はマスキングすること。
- 6 (第2項第4号)
他の薬局に対して利用者の薬剤等の情報を報告及び連絡する方法等を示した手順書等の写し(該当部分がわかるように印をつけたもの)を添付すること。
- 7 (第3項第1号)
「開店時間」は薬局開設許可申請時等における情報を記載すること。「相談できる連絡先や注意事項等の周知方法」については、薬局で用いている利用者等に交付する文書、連絡先等が記載された薬袋等の例を添付すること。
- 8 (第3項第2号)
「自局での対応時間」は休日及び平日における夜間の対応時間を記載すること。地域の調剤応需体制がわかる資料として、具体的な休日及び夜間における当番日を示すもの等を添付すること。
参考として、休日及び夜間に調剤対応した過去1年間の回数(実績がない場合はその旨)を記載すること。
- 9 (第3項第3号)
他の薬局開設者の薬局からの求めに応じて医薬品を提供する場合の手順を示した手順書等の該当箇所の写し(該当部分がわかるように印をつけたもの)を添付すること。
参考として、過去1年間に他の薬局開設者の薬局からの求めに応じて医薬品を提供した回数(実績がない場合はその旨)を記載すること。
- 10 (第3項第4号)
麻薬小売業者の免許証の番号を記載すること(免許証の原本の提示でも差し支えないこと)。
参考として、過去1年間に麻薬を調剤した回数(麻薬処方箋の応需枚数。実績がない場合はその旨)を記載すること。
- 11 (第3項第5号)
「自局で対応」の場合は、無菌製剤処理が実施できることがわかる図面、写真等を添付すること。「共同利用による対応」の場合は、無菌調剤室を提供する薬局と自局の間で共同利用に関して必要な事項を記載した契約書等の写しを添付すること。「他の薬局を紹介」の場合は、紹介する薬局の名称を記載するとともに、無菌製剤処理が必要な処方箋を受けた場合に当該薬局に無菌製剤処理に係る調剤のみ紹介する手順書等の該当部分の写し(該当部分がわかるように印をつけたもの)を添付すること。
参考として、過去1年間の無菌製剤処理による調剤回数(無菌製剤処理が必要な薬剤を含む処方箋枚数。実績がない場合はその旨)を記載すること。「他の薬局を紹介」の場合

は、無菌製剤処理に係る調剤に限り他の薬局を紹介して対応した回数を指すものとする。

12 (第3項第6号)

「医薬品に係る副作用等の報告」は、過去1年間に法第68条の10第2項に基づき副作用等を報告した場合にチェックし、参考として、過去1年間の報告回数を記載すること。

「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への参加」は、当該事業への参加薬局である場合にチェックし、参考として、過去1年間のヒヤリ・ハット事例等の報告回数（実績がない場合はその旨）を記載すること。「その他の取組」は、上記以外の具体的な医療安全対策を行っている場合に、その概要を記載すること。

13 (第3項第7号及び第8号)

「常勤として勤務している薬剤師数」は認定申請時又は認定更新申請時における人数、「継続して1年以上勤務している常勤薬剤師数」は認定申請又は認定更新申請に係る薬局において1年以上継続して常勤として勤務している薬剤師数、「研修を修了した常勤薬剤師数」は本通知第2の3(8)の研修を修了した薬剤師数を記載すること。「第7号又は第8号に該当する薬剤師一覧」は、該当する薬剤師がわかるよう、薬剤師の氏名、免許番号、常勤の勤務期間、研修修了の有無を記載した一覧を添付すること。このうち、第8号に該当する薬剤師は、健康サポート薬局に係る研修の修了証等の写しを添付すること（当該修了証等の原本の提示でも差し支えないこと）。

(薬剤師一覧の記載例)

薬剤師の氏名 ○○○○ (第○○○○○○○号)

常勤の勤務期間 平成○年○月○日～現在

研修修了の有無 研修修了

14 (第3項第9号)

研修の実施計画の写しを添付すること。

15 (第3項第10号)

「情報提供先」は、特定の医療提供施設に対する情報提供であれば当該医療提供施設の名称を、地域における複数の医療提供施設に対する情報提供であれば、地域の範囲や主な医療提供施設の名称等を記載すること。また、情報提供の内容は、新薬の情報や同一薬効群の医薬品の有効性及び安全性の情報や特徴等の医薬品の適正使用に関する情報とし、情報提供した文書等を1回分添付すること。

参考として、過去1年間に情報提供した回数を記載すること。

16 (第4項第1号)

過去1年間の実績として居宅等を訪問して指導等を行った回数を記載すること。参考として、過去1年間に居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行った患者の総数を記載すること。

17 (第4項第2号)

高度管理医療機器等の販売業の許可番号を記載すること（許可証の原本の提示でも差し支えないこと）。

参考として、過去1年間に提供した医療機器、衛生材料の例（実績がない場合はその旨）を記載すること。

18 認定基準適合表に添付する資料には資料番号を付記し、「別紙（ ）のとおり」の括弧にその資料番号を記載すること。

19 記載内容が多くなる場合は、記載欄を増やすことや別に記載して添付することでも差し支えないこと。

20 この様式の大きさは、A4とすること。

診 断 書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者について、下記のとおり診断します。

精神機能の障害

☐ 明らかに該当しない ☐ 専門家による判断が必要

専門家による判断が必要な場合において診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況（特に、薬事に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるかについて具体的に）

年 月 日

病院診療所の
所在地及び名称

医 師